

入札書に関する注意事項

1. 入札書

- (1) 金額の頭に「¥」マークを記載すること。
- (2) 金額は4施設の1年間の合計額から消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。
- (3) 入札者の記載は、次のとおり。

本人名で入札する場合	代理人により入札する場合
<p>・代表者の住所、社名、肩書、氏名を記載。</p> <p>【記載例】 〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇</p>	<p>・代表者の住所、社名、肩書、氏名と代理人の住所、社名、氏名を記載。</p> <p>【記載例】 〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇</p> <p>代理人 △△市△△町△△番地 〇〇〇〇株式会社△△支店 □□□□</p>

2. 入札書の封筒

【表封筒】

提出先の住所を記入し、「入札書在中」と朱書きで記入する。

【中封筒】

○表には「島根県知事 様 入札書」と記載し、件名、社名を記載する。

中封筒の処理

(表)

島根県知事 様
入札書
(件名)
〇〇〇〇株式会社

入札保証金の取り扱いについて

1. 入札保証金(見積もる契約金額の100分の5以上)を納付する場合(島根県会計規則第61条)

企業局総務課に入札保証金を納付すること。

2. 納付の免除を受ける場合

(1) 入札保証保険契約による場合(島根県会計規則第61条の2第1号)

この入札について、県を被保険者とする入札保証保険契約を保険会社と締結し、その保険契約書を入札書提出の前日までに下記に示す提出先に提出すること。

(2) この入札と内容及び規模がほぼ同等の契約を、過去2年間に国・地方公共団体と2回以上締結し、誠実に履行した者の場合(島根県会計規則第61条の2第2号)、納入実績を証明する書類として、契約書の写し等を提出すること。

この場合、入札資格審査確認申請書に添付し、提出期限までに提出すること。

提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県企業局総務課予算調整係 担当：田邊

電話 (0852) 22-5673

※ 上記1または2(1)の場合、納付額あるいは保険金額から逆算して、限度となる額を超える金額の入札は、無効となるので注意すること。

※ 島根県会計規則については島根県ホームページ「島根県例規全集」第3編第3章で確認すること。

参考：https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/info/reiki_system/